

写

議案第七十五号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 圭 雅 己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）

の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「二千五百円」を「千円」に改める。

附則

この条例は、昭和四十四年十月一日から施行する。